

第16回統計委員会・第21回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年12月8日(月)15:00~17:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出席者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画について

ア 貿易統計関連部分に関する修正案

中島統計委員会担当室長から、貿易統計関連部分について、資料1に基づき、前々回の基本計画部会の議論を踏まえた修正案について説明の後、意見交換が行われた。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 貿易統計関連で別表51ページの「(6)グローバル化の進展に対応した統計の整備」部分において、「本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否か検討する」との記述が追加されているが、こうした点は多くの項目で該当するものであるため、個々の各項目に記載するのではなく、総論的な項目のみに記載する方が妥当ではないか。
- ・ 記述の追加については、その内容が機微に触れる問題なので、総論的な項目への記載に加え、必要最小限で個別項目にも記載することにより不要の懸念を解消しようという主旨と考えられるので、

問題ないのではないか。

以上の議論を踏まえ、貿易統計関連部分については、当該修正案のとおり修正することとなった。

イ 経済センサス関連部分に関する修正案

中島統計委員会担当室長から、経済センサス関連部分について、資料1に基づき、これまでの経済センサスの検討状況を踏まえた修正案について説明の後、意見交換が行われた。

一部の委員から、11ページの29行目から31行目にある「内閣府は、・・・年内に一定の結論を得る」との記述は、基本計画が来年4月以降の措置を記載するものであるため適当でない等の問題提起がなされ、議論の結果、今後の検討の進捗状況によっては若干の修正があり得るとの前提で当該修正案のとおり修正することとなった。

ウ パブリック・コメント等の意見を踏まえた修正案

中島統計委員会担当室長から、資料2に基づき、パブリック・コメント等を踏まえた各委員からの提出意見の概略について説明の後、意見交換が行われた。各項目に関する各委員の主な意見等は次のとおり。

第1 3 施策展開に当たっての基本的な視点

ニーズに応じるため「十分な精度を持つ」ことは当然のことであるとの意見を踏まえ、原案どおりとすることになった。

第2 3(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

非正規雇用について、その概念を整理することと関係統計調査を整備することは別のことであるとの意見を踏まえ、原案どおりとすることになった。

第3 1(2) 民間事業者の活用

《主な意見》

- ・ 原案は、重要な統計調査に係る「調査員による実査」業務に関し、「統計の正確性等の確保」と「統計調査の効率化」という相反する要請について、第4ワーキンググループで長期間議論を重ね、ぎりぎりのバランスをとる形で落ち着いたものである。当該業務等での民間事業者の活用を原則的に否定する形で修正することは、累次の閣議決定に明確に反すること、関係府省は既に幅広く統計調査業務において民間事業者を活用していること等を勘案すると修文は適当でない。
- ・ 多くのパブリック・コメントの意見にあるように、原案は民間事業者の活用に積極的なのか、消極的なのか、方向性が明確でない。統計の品質の確保等に鑑みれば、重要な統計調査に係る「調査員による実査」業務では原則として活用しない方が望ましいと立場を明確にした表現に修文すべき。
- ・ 基本計画部会での議論の方向は、別表56ページの「(2) 民間事業者の活用」の二つ目の に記載されている。本文の文書はそれを一つ目の と一緒にしてしまったため誤解を招く記述になってしまったものと思われるので、それを払拭する表現に修文する必要がある。
- ・ 「慎重」の意味を明確にするため、別表56ページの「(2) 民間事業者の活用」に記載されている「調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生

じるおそれがある」を活かした修文を行ったらどうか。

- ・ 国の統計調査員は、これまで信念を持って調査に従事してきたので、仮に民間の統計調査に従事することの是非を聞けば、ほとんどの者はやりたくないという回答だと考える。また、現在、「調査員による実査」業務を民間事業者に委託している例は、国や自治体がかかなり無理をしてサポートしているので成り立っているものであり、継続して実施できるものではない。
- ・ 第三者が聞けば、民間事業者を活用しない方が良いという意見は、民間事業者を活用すればうまくいくという意見と同様に乱暴に聞こえるということを認識すべき。したがって、総論として、原案の「民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する」は妥当な表現であり、今後は具体論の中で統計の質を劣化させないように検討していくべき。
- ・ 第4ワーキンググループの議論の中でも、民間事業者の活用について反対意見はあったが、リソースや調査員の限界という観点から賛成意見もあり、一方だけの意見を取り上げることは適当ではない。また、活用しないとすることは極めてインパクトが大きく慎重に考える必要がある。

《取扱い》

以上の議論を踏まえ、重要な統計は特に慎重に扱うことを明確にするために、別表56ページの「(2) 民間事業者の活用」の一つ目及び二つ目の の記載を答申本文に移す修正を行うこととなった。

第3 2(2) 国と地方の連携の必要性

《主な意見》

- ・ 国の基本計画の中に地方公共団体が主語となるような文書を盛り込むのは適当ではない。
- ・ 統計の利用・普及活動の実施主体は統計部局に限定される訳ではないので、限定的な表現を削除することは適当である。
- ・ 「地方公共団体の自由度の拡大の可能性」との記述については、地方統計機構に関連する制度的な問題であるため、国と地方の連携に関する項目の中で記載することは適当でない。
- ・ 第1ワーキンググループにおいては、地方統計機構の維持が重要ということがコンセンサスであり、これを危うくする恐れのある「地方公共団体の自由度の拡大の可能性」との記述の追加は行うべきではない。
- ・ 「民間事業者の活用の可能性」との記述の追加については、活用推進のニュアンスが強くなるので適当ではない。
- ・ 統計調査員の在り方を考える際に、民間事業者をどの程度活用するかは表裏一体の問題であるため、当該活用に少し言及しても良いのではないかと。

《取扱い》

以上の議論を踏まえ、本項目については、統計の利用・普及活動の実施主体が統計部局に限定する表現を修正することし、その他の点は原案どおりとすることになった。

第3 3(3)統計に対する国民の理解の促進

国民に対し報告義務があることを広報した方が良いと思うが、当該義務は法律で規定されているものでもあり、基本計画に規定しなければ広報が不十分になるとも考えられないとの意見を踏まえ、原案どおりとすることになった。

別表 第2 3(2)少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実

「21世紀出生児縦断調査」は、働く女性の出産前後の就業状況、育児休業の取得の有無等政策的に非常に重要なデータが得られるものであるとの意見を踏まえ、別表に当該調査に関する記述を追加することとなり、詳細な文案については委員長に一任することとなった。

エ 別表の項目整理部分の修正

中島統計委員会担当室長から、資料1に基づき、前回の基本計画部会の議論を踏まえ作成した別表の修正案を説明し、特に異論がなかったため、当該修正案のとおり修正することとなった。

以上の議論を踏まえた所要の修正については、委員長に一任されることとなった。

なお、地方分権改革検討委員会での審議状況を踏まえた修正案については、当該委員会の審議が終了していないため、次回の基本計画部会までに、改めて審議結果を踏まえた修正案に関し各委員に意見を求め、その結果に基づき答申案に関する所要の調整を行うこととなった。

(2)部会の審議状況について

平成20年11月26日に開催された第12回人口・社会統計部会(議題:平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について)の審議状況について、資料3に基づき、阿藤部会長から報告があった。

平成20年11月28日に開催された第9回産業統計部会(議題:2010年世界農林業センサスの計画について)及び同12月1日に開催された第10回産業統計部会(造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について)の審議状況について、資料4に基づき、舟岡部会長から報告があった。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 造船造機統計調査においては、起工を受注とみなしているが、両者は実質的に違うのではないか。
- ・ 鉄道車両等生産動態統計調査においては、「仕掛品」という概念がなく、突然完成品の数字が出てくるが、こうした調査方法には疑問がある。

(3)その他

次回の委員会は平成20年12月22日(月)13:00から基本計画部会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>